

民事訴訟の口頭弁論に ウェブ会議で参加できる ようになります

令和6年
3月1日
施行

令和4年5月に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律は、令和8年5月までの間に段階的に施行されます。令和6年3月1日には、民事訴訟の口頭弁論にウェブ会議を利用して参加すること等を可能とする改正が施行されます。



民事訴訟では、「口頭弁論」にもウェブ会議を利用して参加することが可能に



民事訴訟において裁判所で行われる手続には種類があり、そのうち、「弁論準備手続」や「和解期日」などについては、現在もウェブ会議（映像と音声付きの方法）や電話会議を利用して参加することができますが、公開の法廷で行われる「口頭弁論」に参加するためには、裁判所に実際に出頭する必要がありました。

令和6年3月1日からは、民事訴訟の当事者は、裁判所に実際に出頭しなくても、ウェブ会議を利用して「口頭弁論」に参加できるようになります。

改正の内容については次のホームページをご覧ください。

●「民事訴訟法等の一部を改正する法律について」 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00316.html



法務省民事局参事官室 TEL 03-3580-4111 (代) 法務省ホームページ <https://www.moj.go.jp>